

令和4年度 第1回南相馬市子ども・子育て審議会

日 時： 令和4年6月29日（水）

13時30分～

場 所： 市役所本庁舎 4階 議員控室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 議 事

(1) 子ども・子育て審議会について

(2) 子ども・子育てを取り巻く現状について

(3) 報告

ア 南相馬市こども・子育て応援条例

イ 原町区認定こども園事業者募集要項の概要について

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

- 次第
- 資料1～4

- 子ども・子育て審議会・・・・・・・・・・・・ 資料1
- 子ども・子育てを取り巻く現状・・・・・・・・ 資料2
- 南相馬市こども・子育て応援条例・・・・・・・・ 資料3
- 原町区認定こども園事業者募集要項の概要について・・・ 資料4

1 子ども・子育て審議会

(1) 審議会の設置根拠

市町村において、幼稚園・保育園・認定こども園や地域型保育事業といった教育・保育の受け皿に係る利用定員の設定や、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、法の定めにおいて、審議会等の設置に努め、当事者の意見を聴かなければならないとされています。

本市においても、平成25年12月に南相馬市附属機関設置条例及び同規則を改正し、これらの審議等を行う「南相馬市子ども・子育て審議会」を設置しました。

(2) 委員の身分等

身 分	非常勤の特別職の職員（市長の附属機関の委員）
定 員	15人以内
任 期	2年
会 長	委員の互選により定める ※会長不在時に備え、あらかじめ職務代理者（副会長）を指定
会 議	委員の過半数の出席を要する
報 酬	日額6,500円（源泉徴収税を含む額）
費用弁償	日額1,500円（源泉徴収税を含む額）

(3) 主な役割

委員は、会議等の場で、幼稚園・保育園等の利用定員や市が策定する子ども・子育て支援事業計画に意見を述べるほか、子育てに関する施策の推進について調査、審議等を行うこととされています。（子ども・子育て支援法第77条第1項）

- ◎幼稚園、保育所、認定こども園の利用定員の設定に関し意見を述べること
- ◎家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用定員の設定に関し意見を述べること
- ◎市が策定する子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に対し意見を述べること
- ◎市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に必要な事項及びその実施状況について調査審議すること

(4) 令和4年度審議会スケジュール（予定）

令和4年度には、新たに原町区に整備する認定こども園の事業者選定のほか、令和元年度に策定した「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価や、中間見直しを予定しています。

委員の皆様より、計画の内容や各種施策に対して意見を伺うため、以下のとおり審議会の開催を予定しています。

回	開催時期	審議事項
第1回	6月29日	委嘱状交付、審議会概要説明、子ども・子育てを取り巻く現状説明 令和4年度 新規事業について 原町区認定こども園事業者募集要項の概要について
第2回	8月下旬	原町区認定こども園事業者選定について 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
第3回	10月頃	第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

※ 必要に応じ、追加で会議を開催する場合があります。

【参考：関係法令抜粋】

■子ども・子育て支援法

（特定教育・保育施設の確認）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理する（意見を聴く）こと。

二 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定

- 員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理する（意見を聴く）こと。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理する（意見を聴く）こと。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3～5 （略）

■児童福祉法

第34条の15

- 4 市町村長は、第二項（二家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■南相馬市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項の附属機関の担任する事項は、それぞれ別表担任する事項の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員は、それぞれ別表定数の欄に掲げる定数に応じ学識経験を有する者たちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長)

第4条 附属機関にそれぞれ会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げるとおりとし、再任されることを妨げない。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 附属機関の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(略)

別表(第2条、第3条、第5条関係)

名称	担任する事項	定数	任期
南相馬市総合計画審議会	基本構想(南相馬市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。)及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づく市町村計画に関する事項について審議すること。	20人	2年
南相馬市特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長、教育長及び固定資産評価員の給料の額について審議すること。	10人	当該諮問に係る審議の期間

南相馬市水資源対策審議会	市の水資源及び地盤沈下対策に関する基本的事項その他の重要事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市行政改革審議会	市の行政機構の改革及び事務改善に関する事項について調査審議すること。	15人	2年
南相馬市営墓地設置審議会	墓地設置、施設その他重要事項を審議すること。	12人	2年
南相馬市環境審議会	環境の保全に関する基本的事項その他重要な事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	15人以内	2年
南相馬市工場誘致審議会	工場誘致に関する計画その他的重要事項を調査審議すること。	6人	2年
南相馬市水道審議会	水道事業の施設及び運営計画の調整並びにその実施に関する必要な調査審議すること。	10人	2年
南相馬市下水道運営審議会	下水道事業及び農業集落排水事業の運営に関する事項を審議すること。	10人	1年
南相馬市みらい育成修学資金審査会	南相馬市みらい育成修学資金条例(平成30年南相馬市条例第36号)による修学資金の貸付け及び給付に関する事項を審査すること。	10人以内	当該諮問に係る審議の期間2年
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	博物館の収蔵及び展示資料購入の選定について調査審議すること。	20人以内	定めなし
南相馬市立病院運営審議会	市立病院の機能と運営の合理化に関し、特に必要な事項を審議すること。	12人	2年

■南相馬市附属機関に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による附属機関の運営に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の庶務)

第2条 附属機関の庶務は、別表に掲げる機関において処理する。

(諮問及び答申)

第3条 附属機関に対する市長の諮問及び市長に対する附属機関の答申は、文書によりこれをを行うものとする。

(参集)

第4条 委員は、招集の通知により指定された日時に参集しなければならない。

2 委員の選任後最初に行われる会議は、市長が招集する。

(欠席の届出)

第5条 委員は、病気その他の事故により出席できないときは、その理由を付し、開議時刻までに会長に届け出なければならない。

(会議の開閉)

第6条 会長は、会議の議長となり、開会、休憩、延会又は閉会を宣告する。

2 会長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も会議について発言することができない。

(日程の決定)

第7条 会長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等の会議日程を定め、会議を始める前にこれを報告しなければならない。

(議題の宣告)

第8条 会長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(発言)

第9条 委員は、議題について自由に質疑をし、又は意見を述べることができる。

2 会議の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。

(分科会等)

第10条 附属機関は、審査又は調査のため必要があると認めたときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(表決)

第11条 会長は、議題の質疑及び討論が終わったときは、表決に付する。

2 表決のとき、現に会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(会議録)

第12条 会長は、書記に会議録を作成させ、会長が指名した2人以上の出席委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(略)

別表（第2条関係）

附属機関の名称	庶務を処理する機関
南相馬市総合計画審議会	企画担当課
南相馬市特別職報酬等審議会	人事担当課
南相馬市水資源対策審議会	企画担当課
南相馬市行政改革審議会	企画担当課
南相馬市営墓地設置審議会	環境担当課
南相馬市環境審議会	環境担当課
南相馬市子ども・子育て審議会	子育て支援担当課
南相馬市工場誘致審議会	商工担当課
南相馬市水道審議会	水道担当課
南相馬市下水道運営審議会	下水道担当課
南相馬市みらい育成修学資金審査会	教育委員会事務局総務担当課
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	教育委員会事務局博物館担当課
南相馬市立病院運営審議会	総合病院事務担当課

2 子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 人口

本市の人口は、震災と原発事故の影響により減少傾向に拍車がかかり、避難や転出等により大きく減少しました。

その後も減少が続き、令和22年(2040年)には4万人規模になることが推測されます。

(単位:人)

	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年	令和22年 (見込み)
15歳未満	15,810	11,361	9,649	5,099	3,612
その他年代	61,443	63,885	61,229	53,906	37,491
合計	77,253	75,246	70,878	59,005	41,103

出典:H22～R2 国勢調査より

令和22年「南相馬市復興総合計画後期基本計画」

(2) 出生数

東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故以降、出生数が著しく低下しています。一時は400人弱まで回復したものの、平成27年以降は減少傾向にあります。

◇出生数

(単位:人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
579	513	321	371	399	393	377	362	319	284	312	284

出典:H22～R2「福島県現住人口調査年報」

R3「広報みなみそうま」掲載「南相馬市の人口」集計

(3) 幼稚園や保育園等の預かり

令和4年6月1日時点の市内認定こども園、保育園、幼稚園の施設数及び園児数は次のとおりです。

◇認定こども園、保育園、幼稚園、小規模保育

	施設数	園児数(人)	施設等
認定こども園	2	189	おだか、原町聖愛
保育園（公立）	4	303	原町あずま、原町さくらい、かしま、かみまの
保育園（私立）	4	361	北町、よつば（南町含）、よつば乳児、ペンギン
幼稚園（公立）	3	205	大甕、高平、鹿島
幼稚園（私立）	3	331	青葉、原町みなみ、さゆり
小規模保育	4	61	原町にこにこ、なかよし、ユニソンワールド、ちいしば
合計	20	1,450	

家庭内保育環境の変化や保育料無料化などにより、保育の需要が高まっていますが、新たな保育施設の整備等による受け皿の確保により、令和4年4月1日時点の待機児童はゼロとなっています。

(4) 主な子育て支援サービス

ア 子育て支援センター事業

乳幼児及びその保護者が交流し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う施設として、原町区及び鹿島区に、それぞれ1箇所ずつ子育て支援センターを設置しています。

子育てサロン（施設を開放した親子交流）、育児教室（おやつ作り・応急処置等）、親子の遊びのイベント開催、子育てサークルへの貸し出し、育児相談など、子育てをする親子への支援の場を提供しています。

◇令和3年度実績

	利用人数	育児相談	業務内容
原町子育て支援センター (原町あすま保育園内)	3,989人	5件	子育てサロン、育児教室、にこにこ広場、ちびっこ広場、育児相談
かしま子育て支援センター (上真野幼稚園)	1,985人	13件	子育てサロン、育児教室、にこにこ広場、ちびっこ広場、育児相談

イ 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）

満1歳から就学前までの、保育園や幼稚園に在籍していない子どもを対象とした「一般型」一時預かりのほか、幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や長期休業（夏・冬・春休み）中に在園児を預かる「幼稚園型」の一時預かりを実施しています。

◇令和3年度実績

（単位：人）

	利用人数	実施場所
一般型	350人	2か所（原町1、鹿島1）
幼稚園型	35,898人	9か所（公立幼稚園4、公立認定こども園1、私立幼稚園3、私立認定こども園1）

ウ ファミリーサポートセンター事業

子育ての手助けをしてほしい方（おねがい会員）と子育ての手助けをしたい方（まかせて会員）が会員となり、打ち合わせの上でお子さんの送迎や預かりを行うファミリーサポートセンター事業を実施しています。

◇令和3年度実績

種別	会員数	利用実績
おねがい会員	103人	258件
まかせて会員	47人	
両方会員	2人	

工 放課後児童クラブ

共働き家庭の増加、就労体系の多様化、地域のつながりの希薄化、学童保育（放課後児童クラブ）の需要が高まっており、令和4年4月より鹿島区に「けやき児童クラブ」を新しく開設しました。令和4年5月時点で待機児童は生じておりませんが、一方で、児童預かりに係る人材不足等の問題が発生しています。

◇放課後児童クラブ数・児童数

	クラブ数	児童数	施設等
原町区	14	578	東町1、東町2、橋本町、上町1、上町2、原町第一、大甕、太田、石神第一、石神第二1、石神第二2、高平、仲町、錦町
小高区	1	31	小高合同
鹿島区	5	152	鹿島1、鹿島2、八沢、上真野、けやき
合計	20	761	

◇待機児童数

現状値（5/1時点）	0人
------------	----

(5) 子どもの遊び場

天候に左右されない環境のもとで子どもたちの体力増進を図るために、各区内に子どもの遊び場を設置しています。

◇子どもの遊び場

施設名	設置場所	面積	仕様	遊具等
わんぱくキッズ広場	原町区	1,200m ²	全天候型 (膜屋根・ 人口芝)	ふわふわドーム、ザイルクラ イミング、クリフクライマー
かしまわんぱく広場	鹿島区	800m ²	全天候型 (膜屋根・ 人口芝)	ふわふわドーム、複合遊具
みんなの遊び場	鹿島区	165m ²	屋内型	屋内砂場、玩具、絵本
小高区子どもの遊び場 (NIKOパーク)	小高区	1,000.24m ² : A棟 369.7m ² : B棟	完全屋内型	• A棟：動の遊び場 (新築遊び場) ネット遊具、ボルダリング、 ロープウェイ、エアートラ ンポリン、滑り台など • B棟：静の遊び場 (旧小高幼稚園) 玩具、絵本など

(6)子どもの居場所づくり

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもを対象に、安心・安全な居場所の提供を行う。

また、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎ等の支援を行う。

ア 実施主体

南相馬市より民間事業者に委託

イ 実施場所

「原町リトリート」(原町区大木戸) に1か所設置

ウ 対象者

南相馬市に住所を有し、家庭や学校に居場所がない学齢期以降18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども及びその家庭の構成員。

エ 実施内容

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣の形成
- ③学習の支援
- ④食事の提供
- ⑤課外活動の提供
- ⑥進路等の相談
- ⑦児童指導専門職員による支援計画の策定、関係機関等との連携等

オ 利用方法

支援を希望する子どもの保護者から申し込み後から利用が可能。

月曜日～土曜日（8時30分～17時00分）

基本料金無料

南相馬市こども・子育て応援条例

— 制定までの歩みと条文の内容について —

目 次

条例制定の背景と趣旨、制定の経過

前文

第1章 総則

第2章 役割

第3章 基本的施策

第4章 施策の推進

第5章 雜則

「こども・子育て応援条例」制定にあたり

「こども・子育て応援条例」は、市長の附属機関である「子ども・子育て審議会」に条例検討分科会を設置し、委員が議論・検討した内容を基に策定しました。また、市民及び関係者との意見交換やこどもたちの夢や希望のメッセージを集めるなど、様々な意見を条例の内容に反映させてています。

また、「助けを必要とするこども・保護者」の支援に留まらず、「全てのこども・保護者」を対象として取り組むこと、公的機関などが行う具体的な施策だけではなく、それぞれの立場で「できることをやっていこう」という検討分科会委員の思いを表すものとして、委員の採決のもと、条例名に「応援」という表現を用いています。

1. 条例制定の背景と趣旨

震災以降、本市では、様々な支援により復興の歩みを進め、次の世代に、よりよいふるさとを引き継ぐための取り組みを進めてきました。しかし、若い世代の人口減少などにより、取り組みの成果を維持することが難しくなるおそれがあります。

このような中、夢や希望の実現に向かって努力するこどもたちの存在は、明日への活力と喜びにつながる地域の宝であり、未来を託す大切な存在です。

本市の長期推計によれば、今後、人口が大幅に減少することが見込まれ、地域社会、経済そしてこどもや家庭への影響が生じることも考えられます。復興の歩みが一定の形となり、未来への取り組みに着手できる体制が整いつつある今、この時点での将来のこどもたちのために有効な策を講じ、先人たちが築き、受け継がれてきた歴史や伝統文化、地域コミュニティ、復興の歩みといった、今ある、当たり前のまちの風景を未来に継承していく必要があります。

そのためには、地域社会全体が、こどもをかけがえのない大切な存在であるとの思いを共有し、それぞれの立場で何ができるかを考え実践するなど、積極的に応援し支えていくことが必要となります。

また、地域の宝であるこどもたちが、日々笑顔で過ごすことができる社会の実現は、こどもや保護者だけの幸せにとどまらず、ともにこの地をふるさとにする市民の喜びにもつながります。

この地域が今後も魅力ある姿で継承され、「こどもたちの笑顔がかかるやくまち」を実現するためには、全ての市民がともに力を合わせ、地域社会全体でこどもや子育てを応援していく必要があることから、本条例を制定し、こども・子育て応援に関する基本的理念、関係者の役割、基本的施策等を定めるものです。

2. 条例制定の経過

(1) 検討分科会の設置

子ども・子育て審議会の下に検討分科会（委員11名）を設置しました。

①組織

・子ども・子育て審議会からの選任委員8名

団体名等	氏名
南相馬市社会福祉協議会	村上 勇一
南相馬市私立幼稚園協会	中澤 翔平
青葉幼稚園保護者会	樋口 木乃美
おひさまクラブ	井上 真貴
南相馬経営者協会	遠藤 充洋
南相馬市小中学校長会	鈴木 克哉
市民委員	村田 恒一
市民委員	大谷 幸子

- 外部アドバイザー3名（企業関係2名 高齢者団体代表1名）

団体名等	氏名
あぶくま信用金庫（市結婚応援登録企業）	加藤 あけみ
関場建設株式会社（市結婚応援登録企業）	関場 芳信
南相馬市老人クラブ連合会	阿久津 芳夫

②会議

回 数	開催日	内 容
第1回	11/4 (木)	(1)「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の制定等について (2)「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の前文について (3)「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の条文構成について
第2回	12/3 (金)	(1)「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の前文及び条文について
第3回	12/14 (火)	(1)「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」（素案）について (2)条例名（案）について

（2）意見交換会の開催

- 市民意見を直接聞くため、意見交換会を開催しました。

区分	開催日	相手先
高校生	11/15（月）	原町高等学校
子育て世代	11/15（月） 11/24（水）	保護者
企業	11/22（月）	タニコー株式会社
	11/24（水）	イオンスーパーセンター南相馬店
保育者	11/18（木）	保育園・幼稚園教諭

（3）その他

- ①子どもたちが描く「未来の南相馬市の姿」についての聞き取り
- ②子育て世代への出産・子育て等への希望や実態把握調査
- ③南相馬市の子どもの生活実態アンケート調査
- ④これから子育てに関するアンケート調査
- ⑤ホームページでの意見募集

⑥パブリックコメントの実施

- ・実施期間：令和4年1月7日（金）～1月28日（金）

- ・意見件数：29件（20人）

※令和4年1月開催（書面開催）における各区地域協議会報告に伴う委員意見を含む

(4) 庁内の検討

みらいづくり1.8プロジェクト府内連絡会議での共有・内容確認

南相馬市条例第4号

南相馬市こども・子育て応援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 役割（第4条－第8条）

第3章 基本的施策（第9条－第14条）

第4章 施策の推進（第15条－第19条）

第5章 雜則（第20条）

附則

こどもは地域の宝、未来をつくる希望です。

四季折々を彩る豊かな里山、雄大な海、地域に根差し脈々と受け継がれてきた伝統と文化、そして、この地に暮らす人々の心の温かさに育まれながら、すべてのこどもが健やかに成長し、ともに笑顔で日々を過ごせることが、わたしたちすべての市民の願いです。

こどもは、本来、一人ひとりが輝く個性と限りない可能性を持っています。ときにつまずき、挫折するときがあっても、こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切にし、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことは、わたしたち市民の重要な役割です。

また、すべての保護者が安心してこどもを育てることができ、こどもとともに過ごせる喜びを抱きながらふるさとで暮らすためには、地域社会全体で相互に連携・協力してこどもを見守り、子育てを応援するまちづくりを進めることができます。

日々の暮らしの中で目にし、出会い、ふれ合うこどもや保護者。それは、無関係な誰かではなく、ともにこの地をふるさとにするわたしたちの大切なこどもたちであり、力を合わせてこの地の未来をつないでいく仲間たちです。

わたしたちはここに、南相馬市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援することについて基本的な考え方を明らかにするとともに、周囲の優しく温かな支えや応援により、未来を担うこどもたちが夢や希望に向かって進むことができる「こど

もたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育てに関する施策を総合的に推進し、もってこどもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
第6条第1項に定める子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者をいいます。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設、その他こどもが学び育つことを目的とする施設をいいます。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進します。

- (1) こどもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家庭の状況などによって、差別、虐待などを受けることがないよう、こどもの人権を尊重します。
- (2) こどもの思いや意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益に配慮します。
- (3) 出産を希望する市民が、安心してこどもを生み育てることが

でき、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。

- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、こども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

- 2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、こどもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

- 2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするものとします。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域のこどもたちに关心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

- 2 市民は、关心をもってこどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもが集団生活及びその他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体などが調和した生きる力を身に付けることができるよう努めます。

- 2 学校等は、こどもと地域とのつながりの拠点の一つとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

- 2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

第3章 基本的施策

(子どもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、子どもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等及び事業者と連携・協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) 子どもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会を提供します。
- (2) 犯罪、交通事故その他子どもの健全な成長を阻害する危険などから子どもを守り、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境を整備します。
- (3) 子どもが遊び、学び、活動できる居場所や施設を整備します。

(支援を必要とする子どもへの支援)

第10条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難などを理由とした支援を必要とする子どもに対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめなどの防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

(保護者や子育て家庭への支援)

第11条 市は、市民、学校等、事業者、警察及び医療機関などと連携し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスなどの充実や事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方などの啓発を図ります。

(相談体制)

第12条 市は、子ども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

(子どもの社会参加)

第13条 市は、市の施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めます。

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心して子どもを生み育て、子どもが健や

かに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

第4章 施策の推進

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 市は、こども・子育て支援施策を推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 市は、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、あらかじめ子ども・子育て審議会の意見を聴かなければなりません。

(実施状況の評価)

第16条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援事業計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を評価し、市はその結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

(財政上の措置)

第18条 市は、こども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行います。

(広報及び啓発)

第19条 市は、こども・子育て支援について、こども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

第5章 雜則

(委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

前文

こどもは地域の宝、未来をつくる希望です。

四季折々を彩る豊かな里山、雄大な海、地域に根差し脈々と受け継がれてきた伝統と文化、そして、この地に暮らす人々の心の温かさに育まれながら、すべてのこどもが健やかに成長し、ともに笑顔で日々を過ごせることが、わたしたちすべての市民の願いです。

こどもは、本来、一人ひとりが輝く個性と限りない可能性を持っています。ときにつまずき、挫折するときがあっても、こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切にし、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことは、わたしたち市民の重要な役割です。

また、すべての保護者が安心してこどもを育てることができ、こどもとともに過ごせる喜びを抱きながらふるさとで暮らすためには、地域社会全体で相互に連携・協力してこどもを見守り、子育てを応援するまちづくりを進めることができます。

日々の暮らしの中で目にし、出会い、ふれ合うこどもや保護者。それは、無関係な誰かではなく、ともにこの地をふるさとにするわたしたちの大切なこどもたちであり、力を合わせてこの地の未来をつないでいく仲間たちです。

わたしたちはここに、南相馬市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援することについて基本的な考え方を明らかにするとともに、周囲の優しく温かな支えや応援により、未来を担うこどもたちが夢や希望に向かって進むことができる「こどもたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の趣旨を明らかにするため、基本原則、意図を定めています。

また、目指すべきまちの姿を示して、その実現に向けて取り組んでいくための決意を宣言しています。

第1段落では、こどもは南相馬市の宝で、私たちにとってかけがえのない存在であることを述べています。特に本市は、東日本大震災による若い世代の市外への避難等により、他自治体に比べ市民に占めるこどもの割合が少なく、このままこどもの数の減少が続いた場合、市の存続を脅かしかねない危険をはらんでいます。

前文の冒頭で、こどもの存在意義を示すことで、こどもはもとより、この条例を目にする方すべてに対し、こどもが「大切な存在」であることを伝える意図があります。

第2段落では、南相馬市には豊かな自然、穏やかな気候、誇れる伝統文化があり、この環境がこどもたちを育み、また、家族や友人、先生、地域の人々といった地域の人々の心の温かさに育まれ成長しています。それは一見、どこにでもある風景に見えますが、東日本大震災からの復興という、未曾有の困難を共に支えてくれた様々な方々の尽力、応援により培われてきたものです。この風景が将来にわたって続き、こどもたちとともに周りの人たちも笑顔で過ごせることが市民の願いです。

第3段落では、こどもたちの人権や自由が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長する環境を築き、支えることが、市民が共有すべき重要な役割であることを述べています。こどもたちが未来に向かい、夢や希望を実現しようとする思いや意思に応えていくのが、わたしたち市民の役割です。

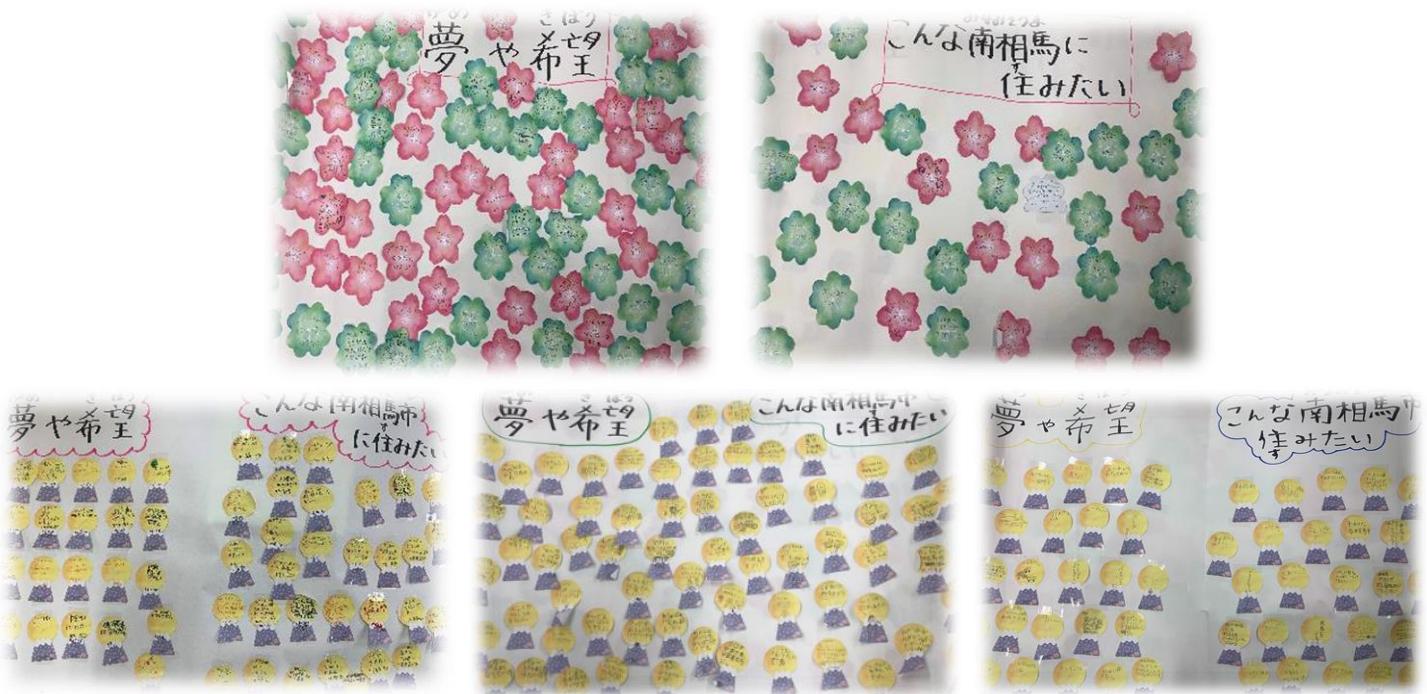
第4段落では、保護者が安心して子育てができ、充実感をもって子育てが出来るよう、地域社会の在り方を示し、市民や事業者などすべての関係者が取り組む必要性を述べています。

第5段落では、子どもの成長や子育てはその保護者だけの責任や問題として、自分と関わりがないものとして捉えるのではなく、本市の子どもはすべて、市にとってかけがえのない、大切な存在であることを述べています。

また、子どもとその保護者は、ともに力を合わせてこの地の未来を築いていく存在であることを述べています。

最終段落では、南相馬市こども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援することへの基本姿勢をこの条例で示すとともに、子どもと保護者を取り巻くすべての人々がこどもたちを優しく包み込み、支え、全力で応援することにより、こどもたちすべてが夢や希望に向かって進むことができ、それらのこどもたちが引き続きこの地で生活を営めるよう、あるいは、南相馬市が夢を育む巣箱としての役割を果たせるよう、この先もずっと「こどもたちの笑顔がかがやくまち」を目指すことを示す決意を述べています。

◎こどもたちの夢



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育てに関する施策を総合的に推進し、もってこどもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与することを目的とします。

【解説】

条例の目的について定めたものです。

ここでは、こどもと子育て家庭の支援及び地域社会全体でこどもと子育てを応援することに関し、

- 1 基本理念を定める[第3条]
- 2 役割を明らかにする(市、保護者、市民、学校等、事業者の役割) [第4条～第8条]
- 3 こども・子育て施策の基本となる事項を定める[第9条～第14条]

これにより、「こどもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与すること」を条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に定める子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者をいいます。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設、その他こどもが学び育つことを目的とする施設をいいます。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

【解説】

条例で使われる用語のうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めています。

(1) こども

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項の子どもの定義と同じです。

(2) 保護者

こどもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡などにより親権者がいない場合の未成年後見人のほか、こどもを実際に育てている里親や児童養護施設の長などが含まれます。また、共働き世帯、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在することにも留意し、状況によっては祖父母や親戚の者などを含みます。

(3) 市民

市内に住所を有する人、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通う人をいいます。

(4) 学校等

学校教育法に規定する各種の施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校）、就学前のこどもに関する教育（幼保連携型認定こども園など）のほか、市内にあるこどもが育ち、学ぶための施設（放課後児童クラブなど）を含みます。

(5) 事業者

市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進します。

- (1) こどもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家庭の状況などによって、差別、虐待などを受けることがないよう、こどもの人権を尊重します。
- (2) こどもの思いや意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益に配慮します。
- (3) 出産を希望する市民が、安心してこどもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。

【解説】

こどもと子育て家庭を支援し、応援することについて、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念を定めています。

(1) 子どもの人権

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、平成元年に国際連合で採択され、日本においては平成6年に批准しています。

第1号では、こどもが性別、国籍、障がいなどによって差別、虐待などの人権侵害を受けることがないよう、子どもの人権の尊重について述べています、

(2) 子どもの最善の利益

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条に規定されており、子どもに影響を与える決定をするときは、子どもの年齢やその成長に応じ、子どもの思いや意見を受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを一番に考え、判断することが述べられています。

(3) 市民

出産を希望する市民が安心してこどもを生み、育てることができるよう、子育てに対する経済的負担や不安、孤立感を軽減し、子育てやこどもの成長に喜びをもって向き合える環境を整えることが必要です。

(4) 連携・協働

こどもを地域全体で育むためには、こどもに関するすべての関係者が、それぞれの役割を自覚し、主体的に取り組むとともに、お互いに協力・連携することが重要です。

なお、本条例のこども・子育て支援には、手助けが必要なこどもや保護者に対する直接的・具体的な支援に加え、各主体がそれぞれの立場で実施できる子育て環境の改善やこどもや保護者を応援するための間接的な取組のほか、見守り、あいさつ、地域活動など広義の子育て支援等を含んでいます。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、こども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

【解説】

条例で定める施策を推進していく上で、行政として市が果たすべき役割を定めています。

(第1項)

市は、こどもと保護者に対する支援が重要かつ喫緊の課題であるとの深い認識のもと、こどもと子育て家庭を取り巻く環境を調査・分析し、総合的かつきめ細かな施策を実施します。

(第2項)

市が単独でできることは限られているため、他の主体との連携及び協働が必要となることから、第5条から第8条に規定する各主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

(意見)

- 自分が生まれ育った地元で親と一緒に暮らしながらこどもを育てたいと思える市にしてほしい。
- ◎市でやっているお祭りや市のイベントなどを使ったまちづくりが良い。 (小5)
- ◎芸術・文化のまちづくり。 (中2)
- ◎今ある南相馬市の伝統文化や豊かな自然等を次世代までつなげていく環境 (高校生)
- ◎学校だけではできないイベント等を市と連携することができるような環境 (高校生)
- ◎企業誘致を今後も推進し、様々な企業があることでUターンの増加を図る (高校生)

(意見)

- ・・・大人 【市民アンケート、検討部会、保育者、保護者、事業者等】
- ◎・・・こども 【(小5・中2) 子どもの生活実態アンケート調査意見】
【(高校生) 意見交換会における意見内容】

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、子どもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするものとします。

【解説】

保護者は子育てについての第一義的責任を有しています。家庭や保護者の在り方は、心身の成長や子どもの育ちに大きな影響を与えるとともに、子どもにとって家庭は心身ともに健やかに成長するための基盤となるところです。

(第1項)

子どもは家庭において、保護者の愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。このため、保護者の役割として、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地よい居場所となるよう努めることを定めています。

(第2項)

家庭において社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけさせることも重要な役割であり、子どもの年齢や成長に応じた子育ての必要性を定めています。

(意見)

- 在宅保育の楽しさを伝えてほしい。保育料が無料なので、預けなければ損であるという風潮がある。
- ◎自分でできることは自分でやる。 (小5)
- ◎もう少しこどもの意見に耳を傾けてほしい。 (小5)
- ◎子どもの前でため息を吐かない。不安になる。 (中2)
- ◎大人がちゃんと子どもの意見を聞いてほしい。 (中2)

(市民の役割)

第6条 市民は、地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、関心をもってこどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

こどもは地域において、こども同士の交流や大人との多様な関わりを通じて成長していきます。

一方で、本市においては、震災に起因する市民の避難と、それに伴う地域社会の崩壊により、他の地域以上にこどもと地域住民との交流が希薄化しており、地域におけるこどもとの関わりがより一層求められています。市民は、地域社会がこどもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識し、地域のこどもたちにできる限りの関心を持つことが求められます。

また、地域の中で声かけや見守りなどを行いながら、こどもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供することなどにより、健やかに育つことができるよう環境づくりに努める必要があることを定めています。

(第2項)

地域の一員として、市や地域が行うこどもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、こどもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めています。

(意見)

◎地域の人みんなが温かい気持ちをもって生活すること。相手に対し思いやりをもって接すること。 (小5)

◎地域のイベントを増やす。 (中2)

◎こどもが元気だと地域も元気になる。 (高校生)

◎地域で若い世代との交流を月1回開催して、お互い顔見知りになり、つながりを増やすような取組。 (高校生)

◎小さいこどもを育てるお母さんが気軽に集まれる・参加しやすいコミュニティ。

こどもを遊ばせながら、お母さん同士の交流もでき、カウンセラーへの相談もできる環境。 (高校生)

◎歩行者用の横断歩道で車が止まってくれない。 (高校生)

◎こども同士が交流できるイベント (前にあったこども会)。 (高校生)

◎大人同士や多世代と交流ができる場所 (地区のBBQ等)。 (高校生)

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもが集団生活及びその他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体などが調和した生きる力を身に付けることができるよう努めます。

2 学校等は、こどもと地域とのつながりの拠点の一つとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

【解説】

(第1項)

学校等は、こどもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所であり、こどもの育ちや学びにとって重要な役割を担っていること、及び、将来の進路や職業選択の礎となる学力を培う重要な場です。

こどもたちが変化の激しいこれからの中社会を生き抜くためには、こども一人ひとりが、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな心、さらには、たくましく生きるために健やかな体などがバランスよく調和した「生きる力」を身に付ける必要があります。

このため、学校等はこどもが社会の一員として主体的に生きていくために、集団生活及びその他の活動を通じて生きる力を身に付けることができるよう努めることが求められています。

(第2項)

学校等がこどもと地域とのつながりの拠点となるよう、地域に開かれた体制をつくることなどについて定めています。

(意見)

- ◎児童クラブや学校などにこどもが楽しめる道具や施設を配置する。 (小5)
- ◎オンラインで勉強できるよう、タブレットを配布してほしい。 (小5)
- ◎学校のトイレや教室などを綺麗にしてほしい。 (小5)
- ◎小さい子がいたら、ベビーカーを押して行けるようなスロープなどが保育園などにあるといいと思う。 (小5)
- ◎毎日部活動に来てくれる先生がいてくれれば良いと思う。 (中2)
- ◎体験授業がもっとあってほしい。 (中2)
- ◎登校時間、下校時間にパトロールを強化。 (中2)
- ◎小中学校はエアコン、ペッパーくん等の勉強できる環境が整っている。 (高校生)
- ◎姉妹都市との交流があり、自分の好きなことに挑戦できる。 (高校生)
- ◎機器やシステムの拡充及び機器を扱える人の配置等によるICT教育の強化。 (高校生)

(保育者)

- 現在の幼児教育は、小学校以降高等学校までの学習指導要領に接続し、学びに向かう基礎を育むもの。
- 遊びの中から様々な経験や体験を経て非認知能力をつけること。
- こどもが自分の意見を持つ、受け入れてもらうという経験が必要。
- こどもがやりたいことを先生がバックアップする。個性を伸ばす、個性を活かす。
- 新しい教育を受け入れるため、保育者的人材育成も重要。
- こどもの特性に合わせる。自信をつけさせ自尊心を育てる。
- 保育園児が老人施設などに行き、高齢者と触れ合う機会を作っている。また、高齢者が園に来て、抱っこや食事のお世話などのお手伝いをお願いする活動もある。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、子どもの育ちを支援する取組に協力し、子ども・子育てを応援するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

子どもの健やかな育ちには保護者との関わりがとても大切であるため、その役割を果たすことができるよう、育児支援制度の充実や労働時間短縮の促進など、仕事と子育てを両立できるような就業環境を整備することが大切です。

市が子育て世代を対象に実施したアンケート調査では、女性の家事・育児に対する負担感が高い一方で、男性の育児休業取得数が低い水準にあるなど、子育て家庭における男女意識の差が、子育てに対する負担感を高めている恐れがあります。

また、大学、短大、専門学校等の高等教育機関が少ない本市においては、高等学校を卒業した学生が進学のために市外に転出する傾向が強いことから、有為な人材の帰還を促進する観点からも、子育てに理解ある魅力ある職場づくりが必要とされています。

このため、事業者は、職場で働く保護者が安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する理解を深め、仕事と子育ての両立可能な働きやすい就労環境の整備を図るよう努めることを定めています。

(第2項)

地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、子どもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めています。

(意見)

○働きながら育児をしていると周りに迷惑をかけている、申し訳ないと思いながら働いている。申し訳ないと思わず仕事も子育てもしたい。

○会社が子育てにもっと理解を示してほしい。休みやすい、時短が使える、育休がしっかり取れるなど。

(事業者)

○福利厚生の利用促進は十分な雇用確保が鍵である。

○採用イベント等、市で実施すると効果がある。

○男性の育児休暇は制度としてあるが、申請制度であり利用者は少ない。

○代替がきかない業務もあり育児休業は難しい場合もあり、男性の場合は年休などで計画的に子育てに関わっている。

○職場に復帰したいが、預け先の問題があり復帰できない場合もある。年度途中の保育園への入所や、児童クラブの待機児童解消などを市にお願いしたい。

第3章 基本的施策

(こどもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等及び事業者と連携・協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) こどもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会を提供します。
- (2) 犯罪、交通事故その他こどもの健全な成長を阻害する危険などからこどもを守り、こどもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境を整備します。
- (3) こどもが遊び、学び、活動できる居場所や施設を整備します。

【解説】

こどもが健やかに育つための支援を行うため、市だけではなく、様々な支援策をそれぞれの主体と連携・協働し、次の各号に掲げる施策の実施に努めることを述べています。

- (1) こどもは、学校等による活動や友人との遊び、また、様々な活動への参加、様々な世代の人々との関わりなど、多様な体験を通じて、より多くのことを学んで大人になっていくことから、その機会を提供します。
- (2) こどもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、交通事故や犯罪、災害などからこどもを守るため環境を整備し、関係機関などと連携した啓発、訓練、交通安全指導などを行います。
- (3) こどもが安全で安心して遊び、学び、活動する場としての居場所や施設などの整備を行います。

(意見)

- 道路の街灯が少ない。高校生の女の子も不安を感じており、一人で帰らせることができない。
- 児童クラブの拡充。
- 原町区の室内遊び場等の拡充。
- 病児保育が可能な施設。
- 学童として使用する児童センターではなく、広く遊べる場所を原町区にも作って欲しい。
- こどもが遊べる場所をもうちょっと作ってほしい。 (小5)
- ベンチなどを増やしてほしい。 (小5)
- 犯罪がなく防犯にとりくんでいるまち。 (中2)
- 広い公園やスポーツができる場所を増やしてほしい。 (中2)

- ⑤スポーツやアスレチックなど、体を動かせる場所があれば、家の中だけでなく外で遊べる機会が増える。 (中2)
- ⑥街灯を増やす。 (中2)
- ⑦道が狭く車が多いのに横断歩道が少ない。車が止まってくれない。 (中2)
- ⑧どうしても家に帰りたくない人の公共施設。 (中2)
- ⑨震災で避難した時の経験で、小学校の近くに消防署があり、見学やイベント等の体験ができた。体験の機会を創出することは、市で働くことや地域の良さに気づくことが出来て地元愛に繋がる。 (高校生)
- ⑩こどもの職業体験ができる環境。 (高校生)
- ⑪自分の子どもが生まれた時に連れていけるような娯楽施設。 (高校生)
- ⑫図書館が充実している (DVDの閲覧や自習スペースが多くある等)。 (高校生)
- ⑬小高交流センターのように、友達と教え合いながら勉強できるような自習スペースがあると良い。 (高校生)
- ⑭勉強 (自習) できる施設等が少ない。塾・図書館・カフェなど多様な施設の整備。 (高校生)

(支援を必要とすることもへの支援)

第10条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難などを理由とした支援を必要とすることもに対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめなどの防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

【解説】

(第1項)

支援を必要としている子どもとは、障がいのある子ども、虐待を受けた子ども、経済的に困難な家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護が必要な子ども、いじめ、不登校など、悩みや問題を抱えた子どもなどをいいます。

支援を行う場合には、子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意思をできる限り尊重します。

(第2項)

虐待、いじめ、差別などは、最も深刻な子どもの人権侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。このため、市は、学校などや関係機関などと連携を深め、虐待やいじめなどの人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。

(意見)

◎いじめや、スマホを持っている人で誹謗中傷したり、相手を馬鹿にしたり、からかったり、相手を傷つける人がいなくなれば良い。 (小5)

◎いじめ被害者の支援、嫌な時逃げ込める子どもだけの場所。 (中2)

(支援が必要な子どもの保護者意見)

○南相馬市には合理的配慮、インクルーシブ^{※1}が欠けている。そこに力を入れれば、皆が住みやすく生きやすくなるのではないか。学校でまだ活用されていない。インクルーシブ公園を作って欲しい。

※1:あらゆる人が孤立したり、排除されないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うこと

○ADHD（注意欠陥多動症）があつて本人が困っているのに、療育手帳が作れない、基準の見直しが必要ではないか。

○インフルエンザ、コロナワクチン等の接種について、障がいのある子どもが、学校や一部の機関で一斉に受けれるようにして欲しい。

○学校や幼稚園に案内のお知らせなどをどんどん出して欲しい。

○発達障がいなど障がいがある子ども達の預け先が少ない。また、専門の方の配置が欲しい。

○何をとっても支援が足りない。学校の配慮、理解、専門病院の少なさ、療育機関の少なさ、不登校児におけるサービスのなさ。また、対応も遅い。不信感を覚える事例

が多い。地域の対応は良く、連携もしている。

○困りごとを抱えた親子が救われる場所がほとんど少なく、相談機関もないでの、そういう場所を設けてほしい。

○年齢に関係なく気軽に使用できる施設がない。こども食堂とかも増やしてほしい。集える場所がとにかく必要。

○不登校専門の支援がこどもにも親にもあつたらありがたい。

○親（特に母親）が吐き出せる場が必要。一緒に聞いてくれる事で気持ちも楽になる場所が大切。専門の施設があるとなお良くて、専門の支援者のフォローに救われ解消し改善へ向かうと思う。

○学校のスクールカウンセラー等は悩みを吐き出せても解決なく改善もされないので、専門的な場所があると親子ともに救われる。

○こどもの遊び場などは、よく利用している。小高区はよく利用する。

○生涯学習センター事業に参加し、こどもが地域の大人や他のこどもとも交流ができた。体験も楽しく、そういう機会があることが良い。

○父親には、母親の話をよく聞いてほしい。母親は話することで気持ちが落ち着くことが多い。

○同居する親が、子どもの障がいに理解を示さない（認めない）こともあり、母親が孤立する。親世代は世間体などを気にすることもあるようで、田舎ならではの悩みもある。

(保護者や子育て家庭への支援)

第11条 市は、市民、学校等、事業者、警察及び医療機関などと連携し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

- 2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。
- 3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスなどの充実や事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方などの啓発を図ります。

【解説】

(第1項)

保護者の子育てをまち全体で支援することを定めています。子どもが健やかに成長するためには、家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。しかし、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、家事・育児に対する親の負担感の増大など、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。保護者が妊娠期から継続的に相談できる場所があり、安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援し、大事にし、応援していくことが求められます。

(第2項)

経済的に困窮している家庭、あるいは障がい児、不登校やひきこもりなど、行政として子育てに関して困難を抱える保護者や家庭を把握するとともに、状況に応じた支援を行うことを定めています。

(第3項)

事業所や子育て家庭に対して、家庭生活との調和のとれた働き方（ワークライフバランス）などの啓発、男性の家事・育児への参画促進、保育事業、放課後児童クラブ活動の実施、子育て支援事業の拡充など、個々の状況に応じた支援を行います。

(意見)

- 共働きを大前提として、家庭と仕事の両立を図れるよう全体の機運を上げる工夫や環境の整備。
- もっと母親が息抜きできるような環境もあつたら嬉しい。
- 在宅保育支援という市の施策に驚き、とても有難い。
- 年度途中から保育園入園が難しくなることが不安。子どもを安心して預けられるようにしてほしい。
- 0歳児の一時保育も可能として、市の一時預かりを拡充してほしい。
- 母親や妻でもない「自分」がイキイキと出来る場所が必要。
- 子育て中の親同士で助け合える関係が理想。
- 担当保健師制度を導入してほしい。

(相談体制)

第12条 市は、こども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

【解説】

核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、子育て家庭が孤立するなど、子育てに関する悩みを相談する相手がないなどの課題に対し、対応していく必要があります。

また、虐待、いじめ、体罰などの相談窓口を広く周知することが重要です。

市は、こどもや保護者が、安心して利用できる開かれた相談窓口の充実を目指します。

(意見)

- 障がい児を持つ働くお母さんの支援をしてほしい。
- 市の相談窓口は敷居が高い。相談しやすいようにしてほしい。
- ◎こども相談サービス。電話では相談しにくい。(小5)
- ◎いじめや虐待された場合、頼れる人がいない。もっと気軽に相談などできるところを今より増やしたほうが良い。(小5)
- ◎喧嘩を相談できる場所が学校の近くにあるといい。(小5)
- ◎許可がないと保健室に入れないで、学校で何かあったときの逃げ場所が欲しい(小5)
- ◎カウンセラーの時間を確保してほしい。(中2)
- ◎「いじめている人が原因」とか「いじめられている人も原因がある」と言っているが、話を聞いてくれる親や大人がいない人も沢山いると思う。(中2)
- ◎カウンセラーと休み時間に話せる環境がほしい。(中2)

(子どもの社会参加)

第13条 市は、市の施策について子どもが意見を表明することができるようするなど、子どもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めます。

【解説】

子どもの意思表明を通じた社会参加は、子どもが自分の存在を大切だと思えるような自己肯定感を育み、高めていくとともに、社会の一員としての役割を果たしていく上で重要な意味を持ち、その推進は、子どもが地域への愛情を育み、次代を担う大人へと成長していくうえでも必要なことです。また、大人との関わりは、子どもが社会で生きていくために、コミュニケーション能力を身につけていく過程で必要不可欠なものです。さらに、子どもにとってより良い決定を行い、子どもの最善の利益を確保していくためにも欠かせないものです。

このため、市は、子どもの社会参加に向けて子どもが意思表明する機会を設けることをはじめ、施策への意見反映につながるような仕組みづくりに努めます。

(意見)

- ◎子どもが望むものをまちに置いてほしい。市の子どもたちに意見を聞いてみるとよい。
(小5)
- ◎高校生をもっと市の事業などに活用してほしい。 (高校生)
- ◎小中学校の時と違い、体験授業等の機会が減る。高校生は自分の意思を持って参加できるので、むしろ高校生にいろいろな機会を与えて欲しい。 (高校生)
- ◎大人と話すことは勉強になるし、機会を増やして欲しい。 (高校生)
- ◎小学校でもまちづくりに関係している大人との交流は大事で、意識の醸成にもつながる。
(高校生)
- ◎高校生自身による「子どものための施策」を市外・県外に情報発信できる仕組み。
(高校生)
- ◎若者（大学・高校生向け）が政治に参加できるイベント・研究会の開催。 (高校生)

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心してこどもを生み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

【解説】

結婚、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期など、それぞれの時期や進学などのライフステージの変化に応じた問題や悩みがあり、それらが子どもの夢や希望の実現を妨げたり、保護者が子どもを産み育てるに喜びを感じられない要因となる恐れがあります。

市は、それぞれの問題や悩みに対応するため、相談支援、情報提供、保健指導、経済的支援など、それぞれのステージに応じた切れ目のない総合的で継続的な支援を行います。

また、市民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、希望する時期に、結婚、妊娠、出産、子育てが出来るような取組みが必要です。

市では、市、市民、事業者等が連携しながら、ライフステージに応じた支援を実施する「みらいづくり1.8プロジェクト」を立ち上げ、※「希望出生率1.8の実現」を目指し、市の総力を挙げて市民の希望が叶うための施策を実施します。

※「希望出生率1.8」…結婚、妊娠・出産、子育てに関する国民の希望が叶った場合の出生率を「希望出生率」といい、国の少子化社会対策大綱（2020年閣議決定）において、「希望出生率1.8の実現」が基本的目標となっています。

このプロジェクトではその「1.8」を、市民の結婚、子育てなどの不安が解消され、市民の希望が叶った時の象徴としています。

第4章 施策の推進

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 市は、こども・子育て支援施策を推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 市は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て審議会の意見を聴かなければなりません。

(実施状況の評価)

第16条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援事業計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を評価し、市はその結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

【解説】

(第15条)

(第1項)

市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供等を定めた子ども・子育て支援事業計画を策定することを定めています。

(第2項)

市では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援事業計画に意見を述べるほか、子育てに関する施策の推進について調査、審議などを行う機関として、「子ども・子育て審議会」を設置しています。

条例に定める理念をもとに、こどもと子育て施策の実施に必要な事項、およびその実施状況について調査審議を行います。

(第16条)

子ども・子育て支援事業計画の実効性を高めるため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告し、評価を受け、必要に応じ改善する手続きについて定めたものです。

「必要な措置」とは、意見内容を精査した上で検討を行い、必要に応じて見直しなどを行うことなどを想定しています。

(第17条)

子ども・子育て支援事業計画に定める各施策や事業などを総合的に推進、あるいは調整を図るため、推進体制の整備について定めたものです。「必要な体制」とは、こども・子育て支援に関する施策の関係部署だけではなく、市長をトップとする全庁横断的な推進体制を指します。

(財政上の措置)

第18条 市は、こども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行います。

(広報及び啓発)

第19条 市は、こども・子育て支援について、こども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

【解説】

(第18条)

こども・子育て施策を実施するために必要な財政上の措置を、その支援が着実に行われるよう実施していくことを定めています。

(第19条)

本条例の推進にあたっては、地域社会全体でこどもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解や関心を深める中で、協働して取り組むことが重要です。

このため、市は、広報紙やホームページのほか、条例の目的や内容を分かりやすく記載したリーフレットの作成、配布など、様々な媒体を活用した広報、啓発活動を行います。

(意見)

- 市が行っている取組をもっとアピールすべき。近隣の市町村より子育て支援に取り組んでいると思うが、これから結婚して家庭を持つ世代にその情報が浸透していない。
- 移住してきたが、公園やこども遊び場が整備されて充実している。
- 子育てハンドブックの内容もわかりやすく、欲しい情報が載っていて助かる。

第5章 雜則

(委任)

第20条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

条例に規定している事項に関し、細目的な事項を定めることができるとする委任規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

本条に基づき、必要に応じて市長が規則や要綱などを定めることとなります。

資料4

原町区認定こども園事業者募集要項の概要について

1 事業概要

類 型：公私連携幼保連携型認定こども園
場 所：原町区高見町二丁目 19 番 1 号、20 番 2 号、20 番 3 号
建 物：運営事業者が国・県・市の補助金を活用して整備
土 地：約 3,000 m²
定 員：120 人以上を想定
対象児童：0 歳児～5 歳児を対象とする認定こども園
開園時間：1 日 11 時間（午前 7 時～午後 6 時）を原則とし、運営事業者が定める。
休 園 日：日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）を原則とし、運営事業者が定める。

2 原町区認定こども園整備に伴い統廃合する保育園の状況

令和 4 年 4 月 1 日現在

園 名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
原町あづま保育園	6	24	22	23	22	23	120
原町さくら保育園	—	—	—	—	17	21	38
計	6	24	22	23	39	44	158

3 募集概要

要項公表：令和 4 年 5 月 16 日（月）

応募資格：第一次募集において応募者がいなかった場合に、第二次募集を行う。

①第一次募集：市内に事業所を有する学校法人又は社会福祉法人、及び今後法人取得見込みの事業者

②第二次募集：福島県及び宮城県に事業所を有する学校法人又は社会福祉法人及び今後法人取得見込みの事業者

受付期間：①第一次募集：令和 4 年 5 月 16 日（月）～6 月 15 日（水）

②第二次募集：令和 4 年 6 月 20 日（月）～7 月 19 日（火）

募集方法：市ウェブサイト

補助制度：施設整備への補助は、国及び福島県の補助制度に基づき補助を行う。

選 考：事業者の選考は、書類選考並びに事業者のプレゼンテーション、ヒアリングにより決定する。

開設時期：令和 7 年 4 月 1 日

その他：詳細は募集要項に定める。

4 建設用地の周辺図



5 スケジュール（予定）

日程	内容
令和4年	
6月15日	第一次応募書類の提出締め切り①
(7月19日)	第二次応募書類の提出締め切り② (①での募集で応募者がいなかった場合のみ実施)
8月上旬	書類審査の実施、結果連絡
8月中旬	面談審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
8月下旬～9月上旬	運営法人の決定と選定結果の通知・公表
運営法人決定後～	公私連携協定協議
12月	協定締結
	国交付金等協議書提出
令和5年	
2月	3者協議会
4月又は6月	国交付金等内示
令和6年	
1月	建築工事着工
4月～	引き継ぎ保育開始
令和7年4月	原町区認定こども園開園